

平成 24 年 5 月 18 日

各 位

上場会社名 株式会社ベクター
 代表者名 代表取締役社長 梶並 伸博
 (J A S D A Q ・ コード 2656)
 問い合わせ先 東京都新宿区西新宿 8-14-24
 取締役管理部長 梶並 京子
 (T E L 03-5337-6711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 20 日開催予定の当社第 24 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日開示しております「株式の分割および単元株式数の定めの新設（単元株制度の採用）に関するお知らせ」に記載のとおり、本日開催の当社取締役会において、1 株を 100 株に分割するとともに 1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更および変更案第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。これに伴い、変更案第 8 条（単元未満株式についての権利）および第 9 条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。

その他、条文の新設に伴う条数の変更、効力発生日を明確にするための附則の新設を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>548,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>54,800,000</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

	<u>(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利</u> <u>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(3) 次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	<u>(単元未満株式の買増し)</u> <u>第9条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第7条～第44条 (条文省略)	第10条～第47条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	<u>第1条 第6条の変更ならびに第7条、第8条および第9条の新設の効力発生日は、平成24年10月1日とする。</u>
(新設)	<u>第2条 前条および本条の規定は、平成24年10月1日をもってこれを削除する。</u>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月20日

定款変更の効力発生日 平成24年10月1日

以 上